平成30年小樽市議会第4回定例会提出予定議案

(予 算 議 案)

議案1 平成30年度小樽市一般会計補正予算

議案2 平成30年度小樽市水道事業会計補正予算

(条例案その他の議案)

議案3 小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部 を改正する条例案

公職選挙法の一部改正(平成29年6月21日公布、平成31年3月1日施行)に伴い、市議 会議員の選挙におけるビラの作成に要する費用の公費負担について必要な事項を定めると ともに、所要の改正を行うもの

施行期日 平成31年3月1日

議案4 小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案

副市長及び教育長の給料月額について、独自削減の減額率を変更するもの

《副市長:91/100 → 85/100、教育長:93.5/100 → 90/100》

施行期日 平成31年1月1日

議案5 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案

国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合、扶 養手当の月額並びに宿日直手当の限度額を改定するとともに、病院事業管理者の期末手当 の支給割合を改定するもの

① 職員給与条例の一部改正(平成30年度実施分)

《人事院勧告に準ずる給料表の改定(平均改定率0.2%)》

平成30年度分の差額及び諸手当の増額分を追加支給

《宿日直手当の限度額の改定》

通常の宿日直勤務に対する限度額 勤務1回につき4,200円→4,400円

常直的な宿日直勤務に対する限度額

月額21,000円→22,000円

《12月に支給される勤勉手当の支給割合の改定》

(職員)

(再任用職員)

12月 100分の90→100分の95 12月 100分の42.5→100分の47.5

② 職員給与条例の一部改正(平成31年度実施分)

《扶養手当の月額の改定》

行政職給料表8級及び医療職給料表3級以上の職員についてのみ、以下のとおり改 定

配偶者及び子以外の扶養親族 6,500円→3,500円

《期末手当の支給割合の改定》

(職員)

(再任用職員)

6月 100分の122.5→100分の130 6月 100分の65→100分の72.5

12月 100分の137.5→100分の130

12月 100分の80→100分の72.5

《勤勉手当の支給割合の改定》

(職員)

(再任用職員)

6月 100分の90→100分の92.5 6月 100分の42.5→100分の45

12月 100分の95→100分の92.5

12月 100分の47.5→100分の45

③ 病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正(平成30年度及び平成31年 度実施分)

職員の期末手当及び勤勉手当支給割合に準じて病院事業管理者の期末手当を次表の とおり改定する。

(現 行)

在職期間	基準日 6/1	基準日 12/1
6月	100分の212.5	100分の227.5
5月以上6月未満	100分の170	100分の182
3月以上5月未満	100分の127.5	100分の136.5
3月未満	100分の63.75	100分の68.25

(改正後)

在職期間	平成30年度	平成31	平成31年度~	
	基準日 12/1	基準日 6/1	基準日 12/1	
6月	100分の232.5	100分の222.5	100分の222.5	
5月以上6月未満	100分の186	100分の178	100分の178	
3月以上5月未満	100分の139.5	100分の133.5	100分の133.5	
3月未満	100分の69.75	100分の66.75	100分の66.75	

施行期日 公布の日(平成30年4月1日から適用)。ただし、平成31年度実施分につい ては、平成31年4月1日

※ 本条例改正に伴う平成30年度の予算措置については、既定予算内で対応するもの

議案6 小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案

新たに学校教育施設整備資金基金を設置するもの 施行期日 公布の日

議案7 小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案

夜間急病センターの診療時間を変更するもの

《土曜日:午後6時から翌日の午前9時まで→午後2時から翌日の午前9時まで》

(土曜日が祝日及び1月3日に該当する場合を除く。)

施行期日 平成31年4月1日

議案8 損害賠償額の決定について

平成29年12月25日に発生した礼文塚し尿処理場の屋根の飛散に係る損害賠償について、 その賠償額を決定するもの

賠償額 543万9,048円 (電車線復旧工事費等)

発生場所 JR函館線 朝里駅・銭函駅間

賠償先 札幌市中央区北11条西15丁目1番1号 北海道旅客鉄道株式会社

議案9 小樽市副市長の選任について(先議予定)

小 山 秀 昭 氏 平成30年12月5日選任予定者

(上 林 猛 氏 平成29年11月30日辞任)

議案10 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市銭函パークゴルフ場の指定管理者として、引き続きマルミプラス株式会社を指定 するもの

指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

※ 選考方法 公募 債務負担行為限度額 28,084千円 (5年)

議案11 公の施設の指定管理者の指定について

おたる自然の村の指定管理者として、引き続き一般財団法人おたる自然の村公社を指定 するもの

指定期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

※ 選考方法 任意 債務負担行為限度額 200,774千円 (3年)

議案12 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市民会館、小樽市公会堂及び小樽市民センターの指定管理者として、引き続き小樽 ビル管理・大幸総業グループ (代表法人:株式会社小樽ビル管理) を指定するもの

指定期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

※ 選考方法 公募 債務負担行為限度額 322,545千円 (3年)

議案13 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市総合福祉センターの指定管理者として、引き続き社会福祉法人小樽市社会福祉協 議会を指定するもの

指定期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

※ 選考方法 任意 債務負担行為限度額 188,183千円 (3年)

議案14 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市夜間急病センターの指定管理者として、引き続き一般社団法人小樽市医師会を指 定するもの

指定期間 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

※ 選考方法 任意 債務負担行為限度額 360,400千円(2年)

議案15 小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について (先議予定)

奈良岡 修 氏 平成30年12月25日任期満了

議案16 小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、 小樽市過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するもの 《変更内容》

- ① 事業名(施設名)に児童福祉施設(保育所)を追加 (事業内容:ボイラー改修事業費(手宮保育所))
- ② 事業名(施設名)に障害者福祉施設(その他)を追加 (事業内容:給水設備改修事業費(身体障害者福祉センター))
- ③ 公民館の事業内容を追加

(事業内容:給水設備改修事業費(市民センター))

議案17 小樽市総合計画基本構想の策定について

小樽市総合的な計画の策定等に関する条例第14条の規定により、第7次小樽市総合計画 基本構想を策定するもの

(報 告)

• 専決処分報告

平成30年9月12日に発生した建設部が管理する小樽公園内道路における車両損傷事故に 係る損害賠償について、同年11月2日専決処分したもの

賠償額 4万3,202円(車両修理費等)

発生場所 小樽市花園 5 丁目 小樽公園內道路

• 専決処分報告

平成30年9月11日に発生した松ヶ枝中学校の草刈り作業中における小石の飛散による車両損傷事故に係る損害賠償について、同年11月22日専決処分したもの

賠償額 35万1,379円(車両修理費)

発生場所 小樽市松ヶ枝2丁目4番1号 松ヶ枝中学校敷地内道路

(追加予定議案)

・ 小樽市教育委員会教育長の任命について

林 秀 樹 氏 平成31年2月26日任期満了

・ 小樽市公平委員会委員の選任について

山 岸 康 治 氏 平成30年12月31日任期満了

・ 人権擁護委員候補者の推薦について

小 澤 倭文夫 氏 平成31年3月31日任期満了